

日高市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定について

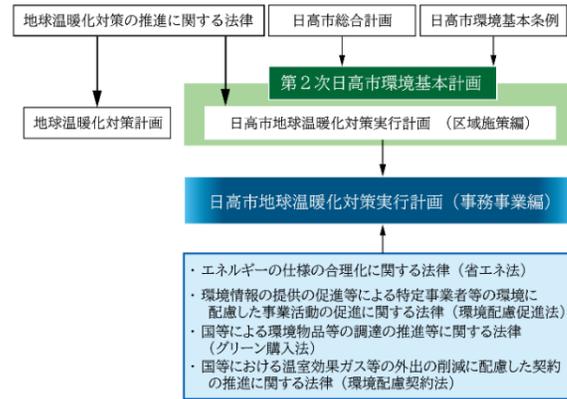
1. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）とは

地方公共団体が実施している事務及び事業に関し、「温室効果ガス排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画です。本計画の運用・推進によって、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出削減のみならず、地球温暖化対策に関する具体的な知見の蓄積、脱炭素化に向けた技術力向上、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減など、全庁的・横断的な効果が期待できるとともに、市民・事業者に対してイニシアチブを図り、区域施策編で定めた市域の温室効果ガス削減目標の達成に貢献できます。

なお、本計画は地球温暖化対策推進法第 21 条 1 項及び 10 項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、策定と公表が義務付けられているものです。本市では平成 26 年 3 月に策定しており、今回はその見直しとなります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、日高市総合計画、日高市環境基本計画及び日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の個別計画となります。



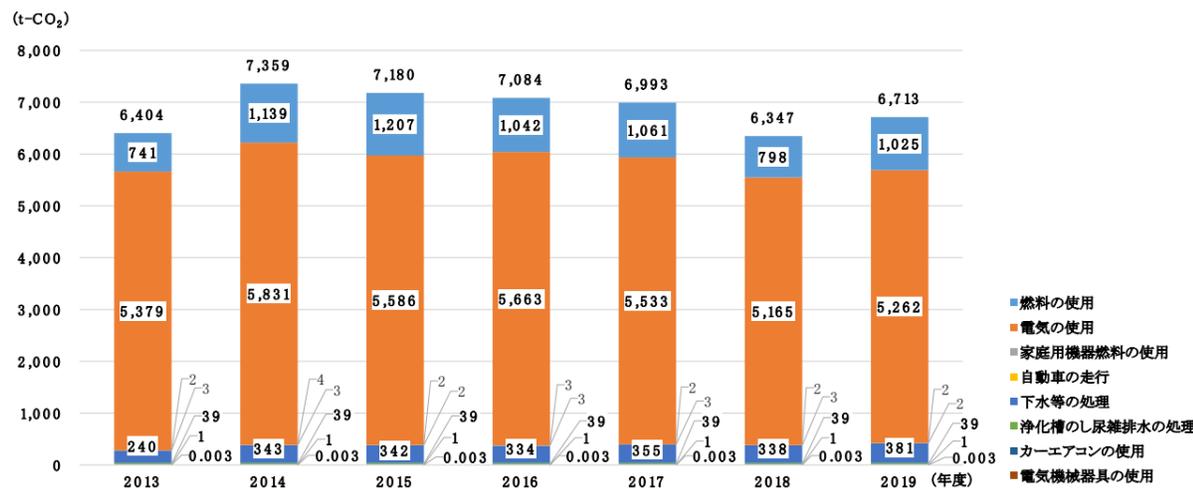
3. 計画の期間

本計画の期間は、国の地球温暖化対策計画に即して 2030（令和 12）年度とします。なお、おおむね 5 年ごとに本計画を見直します。

4. 本計画の概要

① 日高市の事務事業における温室効果ガス排出量の状況

温室効果ガスの種類ごとの排出量は二酸化炭素の電気の使用に伴う排出が大部分を占めています。



※算定結果は調整中のため、確報ではありません。

② 計画の目標

国及び区域施策編の削減目標に倣い、目標を以下のとおり設定します。

項目	年度	2013 (平成 25)	2019 (令和元)	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)
		基準年度	直近年度実績	中間年度目標	削減目標
温室効果ガス排出量		6,404	6,713	5,229	4,739
増減		—	4.8%増	18.4%減	26.0%減

③ 施策の展開

施策を展開するにあたっては、SDGs への貢献と 2050 年カーボンニュートラル（5 市ゼロカーボン）の実現を視野に入れます。※主な内容は以下のとおりですが、詳細については現在調整中です。

基本方針 1 環境教育と意識の浸透

→ 庁内での研修や掲示板による情報発信、温室効果ガス排出量の把握と課題の検討等をとおして、職員の温室効果ガス排出削減に向けた取組意識の浸透を図ります。

基本方針 2 省エネルギー・省資源の推進

→ グリーン購入やペーパーレス化、照明の間引き、クールビズ・ウォームビズなどの取組をとおして、省エネルギー・省資源を推進します。

基本方針 3 温室効果ガス吸収作用の保全

→ 温室効果ガス吸収源の把握と公共施設における緑化や森の管理などをとおした吸収源の保全を推進します。

基本方針 4 ごみの減量・資源化の推進

→ 廃棄物を適正処理しつつ、分別の徹底や使い捨て製品の購入・使用を抑制するなど減量及び資源化を推進します。

基本方針 5 再生可能エネルギー利用の推進

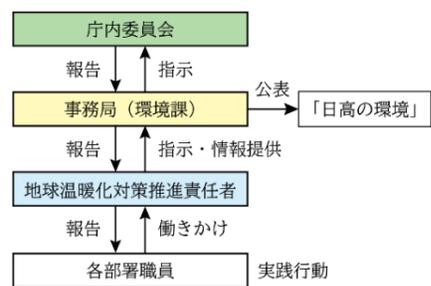
→ 太陽光や水力、バイオマス等の利用を検討し、再生可能エネルギーの利活用を拡大します。

基本方針 6 職員の地球温暖化対策率先行動の推進

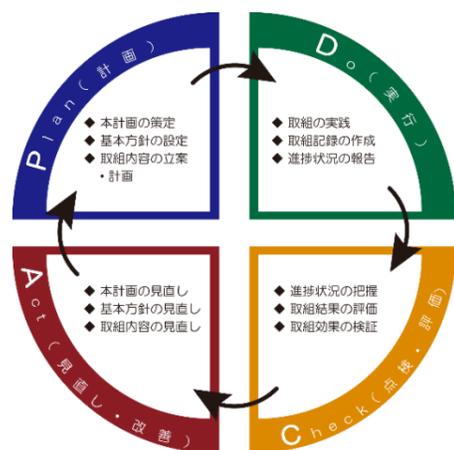
→ 職員の実践行動実績例の公表や全職員のエコライフ DAY の取組への参加などをとおして、市民・事業者に対し、イニシアチブを取る施策を推進します。

④ 計画の推進体制と進捗管理

計画の推進にあたっては、「庁内委員会」が本計画の運用の舵取りを行い、各部署に「地球温暖化対策推進責任者」を 1 名配備し、取組を着実に推進します。また、PDCA サイクルの考えに基づいた進捗管理を行います。



推進体制



PDCA サイクルに基づいた進捗管理のイメージ